

労働者、事業主の皆さまへ

パート・有期雇用、派遣労働者の均等・均衡待遇に係る

「特別相談窓口」のご案内

令和2年4月1日に、

同一労働同一賃金の実現に向けた

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されます。

(中小企業における、パートタイム・有期雇用労働法の施行は令和3年4月1日)

「同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」・・・といった悩みを持つパートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者や事業主のために、富山労働局に無料で相談できる2つの「特別相談窓口」を設置しています。



お問い合わせ先

①パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口

富山労働局 雇用環境・均等室 (富山労働局4階) ☎ 076-432-2740

②派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口 (令和元年10月1日から)

富山労働局 職業安定部 需給調整事業室 (富山労働局6階) ☎ 076-432-2718

上記電話番号から、来所日時をご予約ください。(受付: 平日8:30~17:15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

※早朝及び夕方は混み合うことが予想されますので、9:00~16:30をおすすめします。

<アクセス>

富山労働局
派遣労働者の均等・均衡待遇に係る
特別相談窓口

〒930-8509

富山市神通本町1-5-5

富山労働局総合庁舎

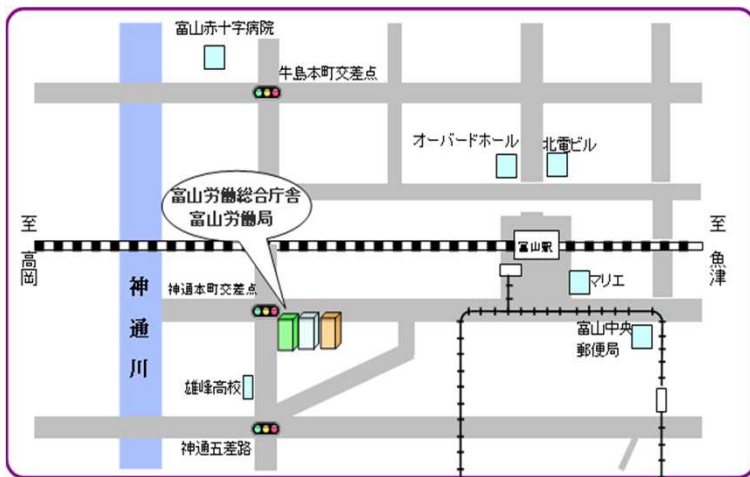
富山労働局

雇用環境均等室

職業安定部 需給調整事業室

あいの風とやま鉄道 富山駅南口から徒歩7分

* 駐車場はあります(20台程度)が時期により
混み合いますので、できるだけ公共交通機関
をご利用ください。



※ 法律の施行日(令和2年4月1日)前は、対応できる支援が限られる可能性があります。

※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「働き方改革推進支援センター富山」(富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階(富山県社会保険労務士会内) Tel 0120-931-058または 076-431-3730) もご利用できます。

※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。